

芦建道（占）第149号

住 所 芦屋市清水町1番2号
清水町自治会
氏 名 稲 本 実 様

道路継続占用許可書

平成 18 年 3 月 20 日受付で申請のあった道路の占用継続申請について、
下記の条件を付けて許可します。

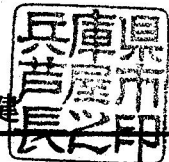
平成18年 4月 1日

芦屋市道路管理者

芦屋市長

山 中

健



場 所 芦屋市 清水 町 地内 番 号先 市道 線	数 量 (面 積) _____m ² 3個 よこ 0.9m 高さ1.5m 長さ_____m 幅_____m
目 的 町内掲示板設置	占用期間 H18・4・1～H21・3・31
料 金 芦屋市道路占用料条例（昭和29年条例 第5号）第3条第10号の規定により占用料を免 除する。 年 額 _____円	月 割 額 H . . ~ H . . _____ヶ月 _____円

- 1 使用料は、芦屋市長（以下「甲」という。）が別に発行する納付書により、指定の期日までに納入すること。
- 2 許可申請者（以下「乙」という。）は、これを上記目的以外に使用し、又は他人に使用させないこと。
- 3 乙は、道路若しくは甲の施設並びに第三者に損害を与えたときは、速やかに甲に届け出るとともに、その賠償の責めを負うものとする。
- 4 甲の業務執行上必要あるとき、また乙の行為がこの許可条件に違反すると認めるときは甲は、この許可を取り消すことができる。この場合、乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その責を負わない。
- 5 乙は、使用許可期間が満了したとき、又は使用を中止しようとするとき、並びに使用許可を取り消されたときは、速やかに、この土地を原形に復し、届け出ること。
- 6 乙は、期間満了後引き続きこの土地を使用しようとするときは、期間満了15日前までにその旨を届け出て、許可を受けなければならない。
- 7 既納の使用料は、甲の都合により使用許可を取り消す場合を除いてこれを返還しない。
- 8 乙は、この許可書において定めるもののほか関係法令及び本市条例等を遵守すること。
- 9 この許可書の条件の解釈について疑義が生じたときは、甲の解釈に従うこととする。

道路占用継続申請書

芦屋市長 山中 健 あて

平成 年 月 日



住所 芦屋市清水町1-2

氏名 稲本 実 (稲本印)

電話 0797 (22) 6439

担当者

次のとおり道路の占用を継続したいので、関係書類添付のうえ申請します。

前回許可年月日 及び期間	芦屋市指令建道第 648号 平成 15年 8月 7日 平成 15年 8月 18日から 平成 18年 3月 31日まで			
占用場所	芦屋市 清水町地内 番 号 番地 先			
占用面積	長さ m	幅 m	面積 ㎡	物件 本 3 個
	たて m	よこ 0.90 m	高さ 1.50 m	
占用目的	突出看板 日よけ 地中ケーブル 電障対策ケーブル 電らん埋設 バス停標識 TVケーブル 電柱広告 (町内掲示板)			
占用期間	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで			
工作物件又は 施設の構造	長期占用 (台帳記入 493)			
道路の復旧方法	道路占用許可書どおり			
添付書類	1 付近見取図 2 区画実測図 3 道路横断面図 4 工事設計及び仕様書			